

富士スピードウェイ会場使用規定

(ジムカーナコース・ドリフトコース)

2011改訂

1. 会場使用に際し、あらかじめ空き時間をご確認の上、申込書の各欄に必要な事項をご記入の上お申し込み願います。
2. 会場使用料金に入場料は含まれておりませんので、別途入場料をお支払の上、ご入場下さい。
3. ご使用料金は使用日の1ヶ月前までに、指定銀行振込にてお支払い願います。
4. 専有希望日3ヶ月前から、仮契約を本契約といたします。
5. お申し込み後、主催者の都合により取消しされる場合には、以下の取消料を頂戴致します。

専有日の3ヶ月前より	定価の	30%
専有日の2ヶ月前より	定価の	50%
専有日の1ヶ月前より	定価の	80%
6. 会場使用時間は原則として走行開始は午前9時、走行終了は午後4時半といたします。
7. 不可抗力(雪・霧・その他自然現象による異常を含む)により走行不可能な場合、当該部分の契約を解約し、それによって生じる双方の損害については双方とも賠償の義務を免れるものとします。
8. 催し物会場及びその付帯施設器具機材等に損害を与えた場合は、損害の相当額を賠償していただきます。
9. 催し物に際して会場付帯施設等にご使用者において設置したものは、ご使用后直ちに撤去していただきます。
10. 場内におけるテレビ・ラジオの録画・録音及び実況放送、写真・映画の撮影は記録・報道及び商業用その他目的に関わらず、ご使用の際はあらかじめご相談いただき、承諾されたもの以外はご遠慮いただきます。
11. 場内における広告宣伝、広報活動・物品販売等営業行為はあらかじめご相談いただき、許可されたもの以外はご遠慮いただきます。
12. 催し物の際、観客・関係者・車輛等に賠償責任保険付保を条件とする場合がありますので、ご了承願います。
13. 場内での催し物関係者の車輛、物品の盗難事故や催し物によって起こった事故について当社は一切責任を負いません。
14. 予約・契約の拒否及び解除
当施設は次に掲げる場合において、当施設の利用予約・契約の締結に応じないものといたします。
また、利用予約・契約を締結した後においても、その事実が判明した場合は利用予約・契約を解除するものといたします。
 - (1)、主催者または利用者が、暴力団、暴走族等の反社会的勢力の関係企業・団体またはその関係者であると判明した場合
 - (2)、過去の当施設の利用において、他の利用者または付近住民に著しい迷惑行為を行ったことが判明した場合
 - (3)、当社または当社従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合
15. 損害補償
貸し切りご使用中に、弊社コース及び付帯施設、器具、機材に与えた損害については、主催者に対して損害の相当額を賠償していただきます。